

広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(広島西税務署長)

平成24年3月1日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・広島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年7月20日判決、本資料261号-127・順号11717)

判 決

控訴人(原告)	甲
同訴訟代理人弁護士	我妻 正規
同	風呂橋 誠
同	清水 正之
我妻正規訴訟復代理人弁護士	浅利 陽子
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
処分行政庁	広島西税務署長 佐藤 晃一
同指定代理人	大原 高夫
同	森本 浩志
同	高木 幸典
同	中岡 肇
同	中 敏彦
同	赤代 道郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 広島西税務署長が、平成19年12月21日付けでした控訴人の平成17年分所得税の更正処分(ただし、平成20年3月14日付けでなされた減額再更正後のもの)のうち、総所得金額1113万4170円、納付すべき税額17万7700円を超える部分を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 事案の概要(略語は、特記しない限り、原判決のそれに従う。)

- 1 控訴人は、別件の所得税更正処分取消請求訴訟(前件訴訟)で一部勝訴し、被控訴人らから還

付加算金1436万7300円（本件還付加算金）の支払を受けたため、これを雑所得に計上して所得税の確定申告をしたが、その後、同訴訟に要した訴訟費用等（前件訴訟費用等）が必要経費になると主張して更正の請求をした。これに対し、処分行政庁は、前件訴訟費用等が必要経費となることを認めず、それを前提として、平成19年12月21日付けで本件更正処分をした（なお、その後、平成20年3月14日付け再更正処分がされた。）。

本件は、控訴人が、前件訴訟の訴訟費用等を本件還付加算金の必要経費と認めなかった本件更正処分は違法であるとして、被控訴人に対し、控訴の趣旨(2)の範囲で本件更正処分の取消しを求める事案である。

原判決は控訴人の請求を棄却したので、控訴人が本件控訴をした。

2 前提事実と争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3に控訴人の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」と「2 争点及び当事者の主張」（原判決2頁9行目から同14頁4行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 控訴人の当審における主張

(1) 還付金等に還付加算金を加算する旨を規定する国税通則法58条1項は、民法703条、704条の不当利得の法理を勘案して定められたものであるところ、民法704条前段の法定利息は、一般に、通常かつ最小限の損害賠償の趣旨と解されている。

そうすると、本件還付加算金は、損害賠償の性質を有するものであるから、所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）9条1項16号の非課税所得に該当するものというべきである。

したがって、本件還付加算金が雑所得に当たるとしてこれに課税することは許されない。

(2) 仮に、本件還付加算金が非課税所得に当たらず、雑所得として課税されるとしても、以下のとおり、本件訴訟費用等はその必要経費になるというべきである。

所得税法37条1項前段は、雑所得の計算上必要経費に算入すべき金額について、「当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」と定めているが、「直接に要した費用」とは、社会的にみて、ある収入を得るために支出したと当然に認められる関係があれば足りるというべきである。そうすると、本件還付加算金は、控訴人が提訴した前件訴訟（別件各更正処分等の取消訴訟）によって別件各更正処分が取り消され、同更正処分に従って納税された金員が過納金として還付された際、この還付金に法律上当然に付加されたものであるから、前件訴訟に要した費用である前件訴訟費用等は、社会的にみて本件還付加算金を得るために支出したと当然に認められる費用と評価され、本件還付加算金の必要経費になるというべきである。

そうでないとしても、法人税における必要経費について規定した法人税法22条3項は、損金の額に算入すべき金額として、「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」（1号）、「前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額」（2号）と規定しているところ、所得税における必要経費について規定した所得税法37条1項前段、後段も、法人税法22条3項1号、2号に対応して同様に解されるというべきである。そうすると、前件訴訟費用等は、原価には当たらないから、所得税法37条1項後段の「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」に該当することになる。また、雑所得は、業務以外の所得であるから、同条後段の「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」とは、単に、「これら

の所得を得るについて生じた費用」と読み替えることとなる。そうすると、前件訴訟費用等が必要経費に当たるかどうかの判断について、「直接に要した費用」や「業務について生じた費用」という要件を考慮する必要がないから、前件訴訟費用等は、所得税法37条1項後段に該当するものであって、本件還付加算金の必要経費になるというべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、下記2に控訴人の当審における主張に対する判断を付加するほかは、原判決が「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2項及び3項（原判決21頁21行目から同25頁16行目まで）において認定、説示するところと同一であるから、この認定、説示を引用する。ただし、原判決25頁15行目の「したがって、」から同16行目末尾までを削る。

#### 2 控訴人の当審における主張に対する判断

##### (1) 本件還付加算金の性質

ア 控訴人は、本件還付加算金は、損害賠償の性質を有するものであるから、所得税法9条1項16号の非課税所得に該当すると主張する。

イ しかし、本件還付加算金は、前件訴訟において別件各更正処分等が取り消され、同更正処分に従って納税された金員が過納金として還付されることになった際、国税通則法58条1項により、本件過納金に法律上当然に加算されたものであるところ、国税通則法58条1項は、還付金が発生する原因（これには違法な行政処分に起因するものやそうでないものなど種々ある。）を区別することなく、一様に還付金に還付加算金を加算することとしているのである。そうすると、還付加算金は、還付金に対する一種の利子と解するのが相当であり、損害賠償の性質を有するものと解することはできない。

ウ したがって、本件還付加算金は、所得税法9条1項16号の非課税所得に該当せず、控訴人の雑所得に当たるものというべきであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

##### (2) 本件還付加算金の必要経費

ア 控訴人は、前件訴訟費用等は所得税法37条1項前段の問題となるところ、前段の「直接に要した費用」とは、社会的にみて、ある収入を得るために支出したと当然に認められる関係があれば足りるから、所得税法37条1項前段により、前件訴訟費用等は本件還付加算金の必要経費になると主張する。

しかし、雑所得の必要経費等を規定した所得税法37条1項は、その文言等からして、必要経費を、いわゆる費用収益対応の原則によって、計上する時期に関連して二つに区分し、売上原価のように収入に直接対応させる費用（個別対応）と販売費、一般管理費のようにその年分の費用（期間対応）とに分けて規定しているものと解される上、「売上原価」に加えて、売上原価に当たらない「総収入金額を得るため直接に要した費用の額」と規定しているものであるから、「直接に要した費用」とは、収入金額に対し何らかの関連性があればよいというものではなく、直接的な関連性が認められなければならないというべきである。

そうすると、前件訴訟の判決の効果は、別件各更正処分等の一部を当初からなかったものにする効果があるにすぎず、本件過納金は、控訴人が別件各更正処分等により生じた所得税、過少申告加算税及び延滞税を全額納付していた事実を前提に、前件訴訟の判決によって別件各更正処分等の一部が当初からなかったものとなったことの、いわば反射的な効果として発

生したものにすぎない上、本件還付加算金の法的な性格は、一種の利子と解すべきものであるから、前件訴訟費用等は、本件還付加算金の発生と計算に何らの影響を及ぼしておらず、本件還付加算金と前件訴訟費用等との間には直接的な対応関係はないというほかない。

したがって、前件訴訟費用等は、所得税法37条1項前段の適用において、本件還付加算金の必要経費とは認められないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は、法人税法22条3項1号、2号と所得税法37条1項前段、後段との対比を理由にして、本件還付加算金の必要経費は所得税法37条1項後段の問題となるところ、「直接に要した費用」や「業務について生じた費用」という要件を考慮する必要がないから、前件訴訟費用等は、同項後段により、本件還付加算金の必要経費になると主張する。

しかし、所得税法37条1項前段、後段と法人税法22条3項1号、2号の各規定は異なるから、同様に解することはできないというべきである。そうすると、所得税法37条1項後段は、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と明記しているところ、本件還付加算金は、一種の利子と解すべきであって、「業務について生じた」ものでないことは明らかであるから、本件還付加算金について、同項後段が適用されることはないというほかない。

したがって、控訴人の上記主張は用することができない。

#### 第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 宇田川 基

裁判官 近下 秀明

裁判官 松葉佐 隆之